

環境しょうばら

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

No. 8

発行日	令和5年11月6日
発行元	環境建設部 環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo- seisaku@city.shobara.lg.jp

野焼きは法律で禁止されています。(火災に注意)

野外焼却は法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)で禁止されています

違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられます。

(懲役と罰金が併科されることもあります)

野外焼却は火災の原因にもなり非常に危険です。庄原市内においても、ごみの焼却が原因で火災になる事例が毎年、多く発生しています。ごみの野外焼却は絶対に行わないでください。

※ドラム缶を使った焼却や基準を満たしていない焼却炉での焼却も違法です。

なお、農作業などで出た草や、とんど等の地域行事で焼却することは禁止の例外とされていますが、むやみに燃やしてよいということではありません。

禁止の例外の野外焼却を行う場合には、火災に十分注意し近隣の方の迷惑にならないように、風向きや時間帯、焼却量を考慮して行ってください。また管轄する消防署へ「火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届出書」により届出をする必要があります。(野焼きを許可するものではありません。)

紙類の分別にご協力ください。

紙類は正しく分類されることで資源になります。ごみとして排出するのではなく、種類ごとに分けていただくことで、資源の有効利用とごみの減量化につながります。

■ 紙類

一度使用した紙も古紙として繰り返し使用することで、新たに使用する木材の量を抑制し、豊かな森林資源を保つことができます。紙は大切な資源です。捨てる前にもう一度分別できないか考え、紙製品を買う時は、古紙利用製品を選びましょう。

分別の種類

●ダンボール ●新聞 ●紙パック ●その他紙類(チラシ・本・冊子・カタログなど)

※リサイクルできる紙類、できない紙類についてQRコードで確認できます。

収集場所へ出す時は、白い紙ひもで十文字に縛ってください。

※リサイクルプラザや本田春荘商店へ直接持ち込む場合は、縛っていただく必要はありません。

■ シュレッダー紙・機密文章

シュレッダーにかけた紙・機密文書もリサイクルできます。

機密文書についての問い合わせは、下記(有)福岡産業へお問い合わせください。(有料)

※シュレッダー紙・機密文書は、庄原市では焼却処分しません。

■ 持ち込み先 お問い合わせ

- 庄原市リサイクルプラザ 庄原市是松町 20 番地 25 ☎ (0824) 72-1398
- 東城クリーンセンター 庄原市東城町久代 6671 番地 2 ☎ (08477) 2-0214

紙類のみ

- 株式会社本田春荘商店 庄原市是松町 20 番地 27 ☎ (0824) 73-1280

機密文書処理

- 有限会社福岡産業 庄原市宮内町 707 番地 1 ☎ (0824) 73-1102

リサイクルできる紙類、できない紙類 QR コード



小型家電リサイクルに御協力をお願いします。

小型家電（携帯電話、デジタルカメラなど）には、鉄、アルミ、金、銀、銅やレアメタルなどの有用金属が多く含まれる一方で、鉛などの有害な物質などを含むものもあるため、適正な処理が必要です。このため、使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進するため平成25年4月1日から「小型家電リサイクル法」がスタートしました。リサイクルを行うことにより、循環型社会の形成に役立てるとともに、埋立量の削減を図ることができます。

小型家電 28 品目



●携帯電話・スマートフォン



●携帯ゲーム機



●携帯音楽プレーヤー



●デジタルカメラ



●ビデオカメラ



●電卓 など

電話機・FAX など/携帯電話・PHS・ACアダプタなど/ラジオなど/デジタルカメラ・デジタルビデオカメラ・DVDレコーダーなど/デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットなど/パソコンなど/ハードディスク・USBメモリなど/プリンターなど/ディスプレイなど/電子書籍端末など/電動ミシンなど/電動ドリルなど/電卓など/ヘルスメーターなど/電動式吸入器など/フィルムカメラなど/炊飯器・電子レンジなど/扇風機・除湿器など/アイロン・掃除機など/こたつ・電気ストーブなど/ヘアドライヤー・電気カミソリなど/マッサージ機など/ランニングマシンなど/電気芝刈り機など/照明器具など/デジタル時計など/キーボード・エレキギターなど/ゲーム機など

小型家電の出し方

※これまでの分別方法と変わりません。

1

庄原市指定収集袋

燃えないごみ
(赤い袋)

に入れてください。

(小型家電以外の燃えないごみと一緒に入れてOK)

2

「燃えないごみ」の収集日に、ごみ集積所(ステーション)に出す。【収集日】月1回

※収集日は、各地域のごみ収集カレンダーをご確認ください。

施設へ直接持ち込む。

2

【東城地域以外】リサイクルプラザ

【東城地域】東城クリーンセンター

注意事項

- ・携帯電話などの個人情報、認定事業者により適切に消去しますが、ごみ集積所(ステーション)に出す場合は、情報漏洩を防ぐため事前に消去しておいてください。
- ・取り外しできる電池・バッテリーは、「有害ごみ」で出してください。取り外せない場合は、「燃えないごみ」で出してください。指定袋に入らない場合は、「粗大ごみ」として、施設へ直接持ち込むか、戸別収集をご利用ください。

環境標語(令和4年度環境標語コンクール)

リサイクル 一人の努力 変わる未来

板橋小学校6年 藤原 悠葵

